

大阪市青少年指導員活動交付金城東区実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市青少年指導員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、城東区における大阪市青少年指導員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(算定基準額)

第2条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

(軽微な変更)

第3条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 事業開催日の変更
- (2) 支出内容の変更

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する
- 2 この要領は、平成26年7月1日一部改正する
- 3 この要領は、令和4年4月1日一部改正する

別表（第2条関係）

対象活動 (城東区青少年指導員要綱 第3条に定める業務)	活動内容（例）	算定基準額（円）
(1) 啓発活動	街頭啓発 など	各校下 15,820 円
(2) 指導ルーム (3) 青少年実態調査	夜間巡視 など	各校下 16,000 円
(4) 青少年を対象としたイベントの開催	キャンプ・一泊研修 ハイキング・ピクニック 文化・スポーツ活動（練習・大会） ラジオ体操 餅つき大会 地域成人の日記念のつどい 青少年健全育成事業 など	区協議会 313,782 円 各校下 101,940 円
(5) ユースリーダー育成事業	ユースリーダー育成研修会 日帰り体験キャンプ など	区協議会 151,650 円
(6) その他目的の達成に必要である事項	校下・区・市青指研修会 区・市青指理事会及び各種会議 東ブロック事業 など	区協議会 76,568 円 各校下 36,240 円

大阪市青少年指導員活動交付金交付要綱 第5条に定める個人給付とみなされる経費及び分担金は除く。また、委嘱業務に係る事務費の上限額は、区協議会 54,200 円、1校下あたり 17,000 円とする。